

地域運営組織の形成に向けた取組

平成29年3月16日
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2016改訂版）」の全体像（詳細版）

平成26年12月27日閣議決定 平成28年12月22日改訂

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（～2019年度）

中長期展望 （2060年を視野）

人口減少問題の克服
2060年に1億人程度の人口を維持

人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率
(国民希望出生率) = 1.8

「東京一極集中」の是正

成長力の確保

2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標（成果指標、2020年）

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状: 9.8万人
若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15～34歳の割合: 93.6%(2015年)
全ての世代の割合: 94.0%(2015年)
女性の就業率 2020年までに77%
: 71.6%(2015年)

地方への新しいひとの流れをつくる
地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方 東京圏転入 6万人減
・東京圏 地方転出 4万人増
現状: 年間12万人の転入超過(2015年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合40%以上 : 19.4%(2013年度)
第1子出産前後の女性継続就業率55%: 53.1%(2015年)
結婚希望実績指標 80% : 68%(2010年)
夫婦子ども数予定(2.12) 実績指標95% : 93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村: 4市町村(2016年)
立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% : 90.6%(2015年度)
(地方中核都市圏) 81.7% : 79.1%(2015年度)
(地方都市圏) 41.6% : 38.7%(2015年度)
地域公共交通再編実施計画認定総数 100件 : 13件(2016年9月末時点)

主要施策とKPI

農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円 : 5.1兆円(2014年度)
・農林水産物等輸出額 1兆円: 7,451億円(2015年)
観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額8兆円 : 3兆4771億円(2015年)
地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援
ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高を5年間で3倍(60億円)
・雇用数8万人創出 : 0.1万人(2015年度)

地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件 : 約7,600件(2015年度)

企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加 : 1,403件
・雇用者数4万人増加 : 11,560人
地域再生計画(H28.11)に記載された目標

地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36% : 32.2%(2016年度)

若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上 : 76.1%(2015年)

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100% : 86.4%(2015年度)

働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13% : 2.65%(2015年)

「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」の形成数 1000か所 : 722か所(2016年度)
・住民の活動組織(地域運営組織)形成数 3,000団体 : 1,680団体(2015年度)

「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏の形成数 30圏域 : 17圏域(2016年10月)

既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円 : 11兆円(2013年)

主な施策

生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・事業承継円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証事業
・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援

観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、DMOの安定的な財源確保の検討
・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用
・観光消費拡大等のための受入環境整備

農林水産業の成長産業化
・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出インフラの整備)
・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを追加

地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

政府関係機関の地方移転
・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討

企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
地方移住の推進
・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充

地方大学の振興等
・知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン
・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新增設の抑制・地方移転の促進等の検討

少子化対策における「地域アプローチ」の推進
若い世代の経済的安定
出産・子育て支援
地域の実情に即した「働き方改革」の推進

・地域働き方改革会議における働き方改革の推進(「包括的支援」「アウトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)

まちづくり・地域連携
・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討
・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の法人化に適した法人制度のあり方の検討
東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
住民が地域防災の担い手となる環境の確保
ふるさとづくりの推進
健康寿命をのばし生産現役で過ごせるまちづくりの推進
温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

- (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを
守るとともに、地域と地域を連携する
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、**地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）**、地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、くらしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

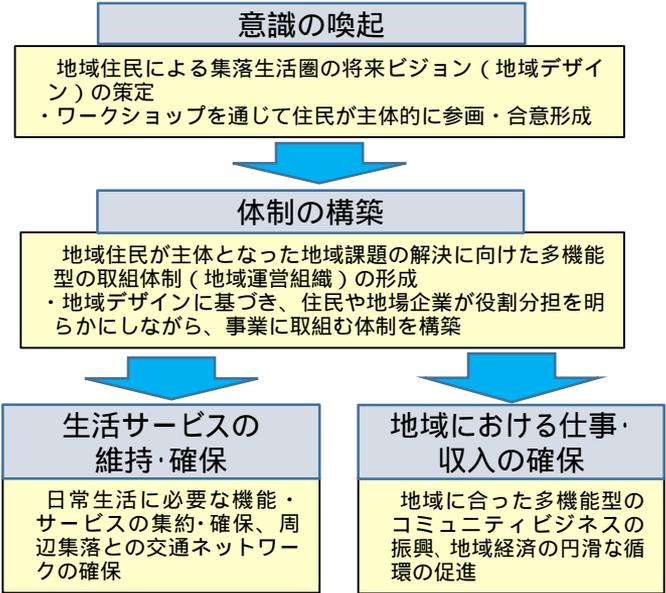
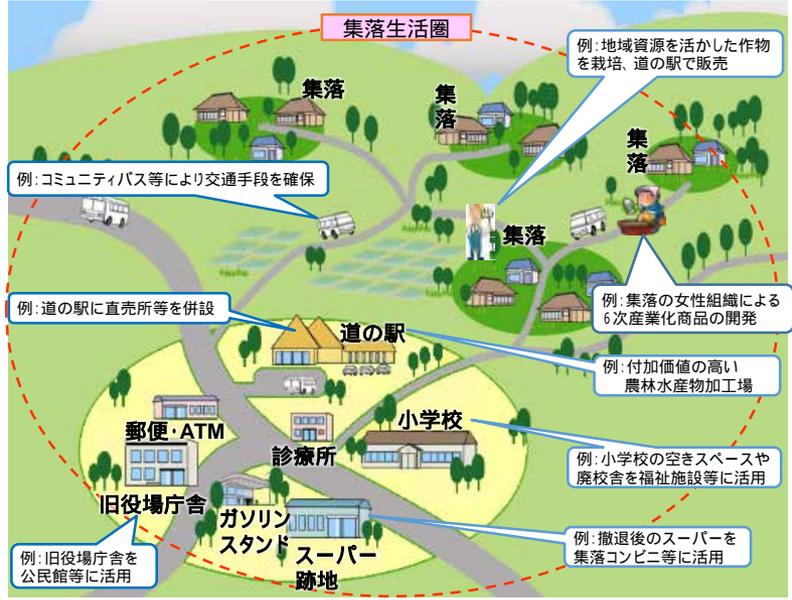
このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域運営組織の持続的な活動のため、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す

住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す。

取組イメージ



小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持
住民の「生活の質」の維持・向上

毎年度、形成状況
(KPI)について把握

2020年までに全国で、
・小さな拠点を1,000箇所(2016年度 722箇所(内閣府調査))
・地域運営組織を3,000団体(2015年度 1,680団体(総務省調査)) の形成を目指す

情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設(予定)、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織有識者会議最終報告も踏まえ、地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成(予定)、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)

財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

<p>【主な予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・[内閣府]地方創生推進交付金・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	<p>【地方財政措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上 <p>【税制】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設
--	--

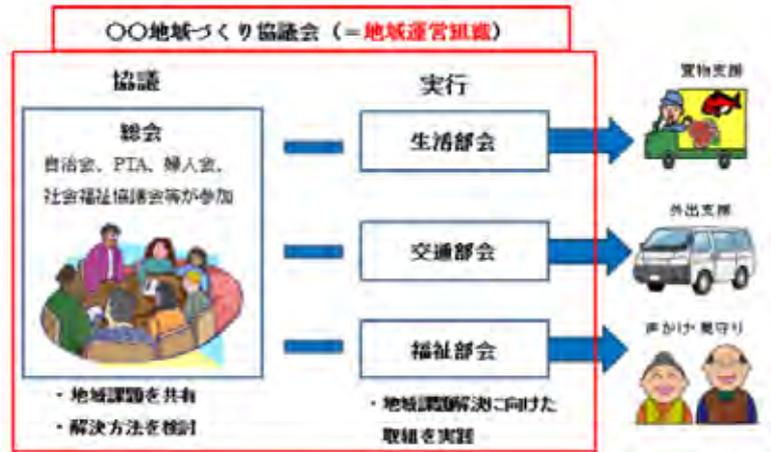
(参考) 「地域運営組織」とは

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書より
平成28年3月 総務省

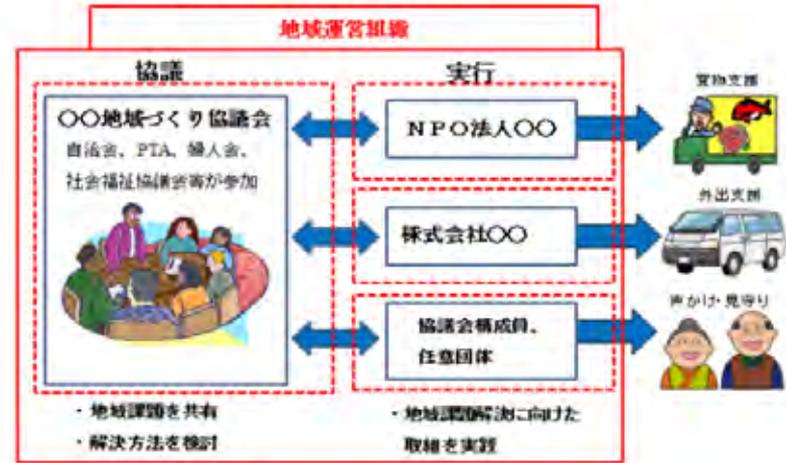
地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が 定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの(一体型)や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの(分離型)など、地域の実情に応じて様々なものがある

(一体型のイメージ)



(分離型のイメージ)



活動実績

活動範囲は主に「小学校区(旧小学校区)」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)

全国で1,680組織(494市町村(有効回答市町村の31%))

現在、一部または全域に地域運営組織が存在しない市町村においても、88%の市町村(有効回答1,093市町村のうち965市町村)が必要性を認識

主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買物支援など幅広い

主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱